(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

実施方針に対する質問・意見への回答

ふじみ野市

平成24月4月2日

				問に対する			
				小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1	1	(4) ウ(イ) (ウ)	事業期間	「老人福祉センターの解体・撤去開始時期は、平成25年12月以降とする。事業者は、老人福祉センターの休止期間(6ヶ月間を標準とする。)」とあり、また、「余熱利用施設は、平成26年6月から」とあります。このことから老人福祉センターは平成25年11月まで営業し、休止期間は平成25年12月から平成26年5月までの6ヶ月間を標準と考えてよろしいでしょうか。	
2	2	第1	1	(4) ウ(ウ)	事業期間	「平成26年6月以前に運営を開始することも可とする」とありますが、早期に運営した場合の対価は事業者負担となるのでしょうか。また、営業時間は現状の「太陽の家」と同様ですか。	後段の質問については、入札公告時に示しま
3	2	第1	1	(4) ウ(ウ)	運営期間	「余熱利用施設は平成26年6月から〜を標準とする。」とありますが、既存の「太陽の家」の指定管理者は指定管理の期限まで運営を行い、その後は休止期間をはさんで新施設の運営を行うSPCに引き継がれるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2	第1	1	(4) ウ(ウ)	運営期間		事業者の提案に委ねます。詳細は入札公告時に示します。
5	3	第1	1	(4)才(7)	新設する施設		災害に伴い発生する木くずや粗大ごみ(可燃性、 不燃性)を想定しています。
6	4	第1	1	(4)オ(ア)	新設する施設	余熱利用施設について、「熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし」とありますが、温浴機能とは具体的にどのような施設を想定されていますか。	家」)が有する浴場等の施設を基本的には想定し
7	4	第1	1	(4)才(7)	余熱利用施設	子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設とありますが、"ふれあい・交流"とは、どのような諸室や機能を求めているのでしょうか。	入札公告時に示します。
8	4	第1	1	(4)才(7)	余熱利用施設	「温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設」とありますが、「ふれあい・交流」を目的とする公民館的要素も含めるとのことでしょうか。	質問に対する回答No.7を参照ください。
9	4	第1	1	(4)才(P) 脚注 1)	余熱利用施設	「老人福祉法に位置づけるものではない」とありますが、6ページの2)項目外に60才以上は利用料金が無料となる減免措置とあり、60歳以上の施設としての位置付けが強く「老人福祉的」な施設と考えられます。施設利用のターゲット層の主要は60才以上ということでしょうか。	幅広い利用者に対して「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設を想定しています。
10	4	第1	1	(4)オ(1)	解体・撤去す る施設	既存施設の解体において、基礎杭の撤去は、新施設に支障がある部分のみでよろしいでしょうか。	全撤去とします。
11		第1	1	(4)才(1)	解体・撤去す る施設	既存施設が、RC造とありますが、新施設の構造 は事業者提案との理解でよろしいでしょうか	
12			1	(4)力(7)	設計業務	生活環境影響調査の手続きは具体的にどのような作業を想定されていますでしょうか。また、()内についても御市の支援との理解で宜しいでしょうか。	
13	5	第1	1	(4)カ(イ)b	建設業務	付替道路(市道574号)の工事は事業者の業務 範囲に入っておりますが設計書は範囲外との解 釈で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲に含みます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14			1	(4) カ(イ)c			プラント用水又は生活用水としての利用を想定しています。
15	5	第1	1	С	事 井水管工事	付替道路の工事、井水管の工事が事業範囲とあ りますが、設計や諸般の手続き等は市で事前に 行なうとの理解でよろしいでしょうか	
16	5	第1	1	(4) カ(ウ)	運営業務	送迎バスの運行に際し、事業者に必要となる許可、申請、資格などはどのようなものがあるかご教示願います。	事業者の提案内容によって必要な許可等は異なると考えています。したがって、事業者は関係法令等を踏まえ必要な許可等を取得するようにしてください。なお、停留所の設置に関する申請について、市は必要な協力をします。 送迎バスの運行に関する詳細については、入札公告時に示します。
17	5	第1	1	(4)カ(ウ)f	運営業務	との送迎または停留所を設けての運用のどちを	前段の質問については、駅との送迎及び停留所の設置の両方を検討しています。詳細は入札公告時に示します。 後段の質問については、無料を想定しています。
18	5		1	(4) カ(ウ)f	運営業務	PFI事業で実施される余熱利用施設は、施設の修繕や光熱等の負担は一般的に公共側所掌とされますが、本項目ではどのような業務が事業者所掌とされているのでしょうか。もし、それらの負担が事業者負担の場合、利用者の増減や利用状況に関連し変動するため、事業年度ごとに実績値での清算となるのでしょうか。SPCはごみ処理事業も実施しますので、事業性への影響が懸念されるためです。	余熱利用施設の運営はすべて事業者の業務範 囲です。詳細は入札公告時に示します。
19		第1	1	(4)カ	事業者が行う業務	すが、指定されるための必要条件はどのようなものかご教示願います。	
20	5	第1	1	(4) +(1)d	運営に関する 業務	焼却主灰及び焼却飛灰の資源化が御市の業務 範囲となっていますが、資源化先が受取不可と なった場合の処分等に関するリスク分担は御市 範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	6	第1	1	(4) + (1)g	運営に関する 業務	市が行なう業務として、管理・啓発施設の運営とありますが、事業者が管理・啓発施設で行なう業務内容はありますでしょうか。また、関連して水光熱費など、事業者が負担する費用は無いとの理解でよろしいでしょうか。	
22	6	第1	1	(4) ク(ウ)	の運営業務に係る対価	ものとする。また、施設の利用料金については、事業者の収入とする。」と有りますが、事業計画に影響をあたえるファクターなので、要求仕様書のなかに、固定料金の算出方法並びに滅免補填額については記載されると考えて宜しいでしょうか。また、施設の利用料金は事業者の収入と有りますが、施設利用者の需要予測等のデーターは、示して頂けるのでしょうか。ご教示願います。	
23	6	第1	1	(4)ク(ウ)		既存の老人福祉センターでの減免補填費用は年間どの程度でしょうか。また上限の設定はどの程度となっていますでしょうか。ご教示願います。	
24	6	第1	1	(4) ク(ウ)		現時点において年間利用者はどの程度を見込まれていますでしょうか。また、利用者の内訳はどの様に見込まれていますでしょうか。ご教示願います。	質問に対する回答No.22を参照ください。
25	6	第1	1	(4) ク(ウ)		余熱利用施設の利用料金については事業者の 収入とするとありますが、施設利用料金を事業者 にて設定する事は可能でしょうか。御市にて設定 される場合、どのように決定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
26		第1	1	(4) ク(ウ)	の運営業務に係る対価		
27	6	第1	1	(4) ク(ウ)		委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。とありますが、当該年度分を実情に合わせて清算するとの理解でよろしいでしょうか。	一定範囲の物価変動が認められる場合は、別途 定める算定方法に基づき委託料を改定します。 詳細は入札公告時に示します。
28	6	第1	1	(4) ク(ウ)	の運営業務に係る対価	る。とありますが、既存施設の利用者数、収入、 人件費等を含む総支出の内訳を教えていただけ ないでしょうか。	既存施設の利用者数及び収入は入札公告時に 示します。
29	6	第1	1	(4) ク(ウ)		委託料は、固定料金と減免補填分で構成される とありますが、固定料金の内訳はどのようなもの でしょうか、利用者数の想定及び利用者数の増 減による変動は無いとのことでしょうか。	前段の質問については、質問に対する回答 No.22を参照ください。 後段の質問について、固定料金に関してはご理解のとおりです。減免補填者人数については、利用者数の増減による変動はあります。詳細は入札公告時に示します。
30	6	第1	1	(4) ク(ウ)	余熱利用施設 の運営業務に 係る対価	する"とありますが、利用料金の金額設定も事業者の提案となるのでしょうか。また、収入に関しては委託運営費の補填として考えなくてはいけないのでしょうか。それとも、営業利益として見なしてくれるのでしょうか。	後段の質問については、事業者の提案に委ねます。
31	6	第1	1	(4)ク(ウ) 脚注 2)	の運営業務に 係る対価	本市では減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払う予定であるとありますが、 具体的な数値をご教示願います。	
32	6	第1	1	(4)ク(ウ) 脚注 2)	余熱利用施設 の運営業務に 係る対価	"減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払う予定"とありますが想定以上の60才以上の利用があった場合の上限設定の変動はあるのでしょうか。	上限設定の変動はありません。
33	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが一部とは どの程度のことをお考えでしょうか。ご教示願い ます。	入札公告時に示します。
34	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	"電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができる"とありますが、代金の一部を決める基準はあるのでしょうか?また、その他の代金収入に関しては貴市収入となるのですか。	質問に対する回答No.33を参照ください。
35	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが、一部とは具体的な数値が策定されていればご教示願います。	質問に対する回答No.33を参照ください。
36	6	第1	1	(4) 7 (I)	売電に係る対価	本施設においては、搬入されるごみ質やごみ量の変動に加え、昼間に稼働するリサイクル施設の稼働状況による消費電力の変動、利用者の状況による熱供給量や電力使用量の変動が大きいので売電収入に不確定要素が多く、事業者の計画に見込むと影響を受けます。ごみ処理という重要な事業を担うため、事業の安定性向上の関係から、電力収入は御市帰属という条件にならないでしょうか。	入札公告時に示します。
37	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができる。とありますが、売電先選定と単価決定は事業者の業務範囲でしょうか、また、代金の一部とは、具体的にどのような内容でしょうか。	質問に対する回答No.33を参照ください。
38	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	「電気事業者への売電によって得られる代金の 一部を事業者自らの収入とすることができる」、と ありますが、一部とはどの程度を想定されていま すか。	質問に対する回答No.33を参照ください。

No	百	大項日	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
		第2	3	(2)ウ	入札参加者の	「本入札に限り有効な入札参加資格審査を受け	資格審査申請書類受付前に実施します。詳細は
					参加資格要件	ることができ」とありますが、審査は資格審査申 請書類受付時に行われるとの解釈でよろしいで しょうか。	入札公告時に示します。
40	11	第2	3	(2)ウ	入札参加者の 参加資格要件	入札参加資格を有していない場合「本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けること」が可能とありますが貴市の入札参加資格申請は電子申請にて行われています。 今回のような特例の場合においても入札参加資格審査は電子申請でしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
41	12	第2	3	(2) I (I)		"床面積1600㎡以上"とありますが、当施設の規模も同等とお考えでしょうか。規模以上の入館者が来た場合は入場制限をかけて良いのでしょうか。	前段の質問については、入札公告時に示します。 後段の質問については、事業者の提案に委ねますが、より多くの入館者の利用が可能となるよう 努めてください。
42	12	第2	3	(2)才	入札参加資格 要件	複数の企業が建設企業となる場合、「各々の企業は次の(ア)〜(エ)のいずれかの要件を満たしていること」とありますので、建設JVの形態は甲型、乙型の指定がないという理解でよろしいでしょうか。	甲型とします。
43	12	第2	3	(2) 才(7) (I)	入札参加者の 参加資格要件	実施方針の内容の入札参加者の参加資格要件で、建屋及び余熱利用施設の建設を実施する企業は、経営事項審査結果の総合評点が1,400点以上とあるが、この点数設定では、三芳町及びふじみ野市内はもちろん、埼玉県内企業は全く該当せず入札への参加資格自体が皆無であると判断されますが、DBO方式によるSPC運営とは言えその事業主として、特に地域の建設企業の本事業への参画に対する扱いをどのようにお考えか回答頂けますようにお願い致します。	建屋及び余熱利用施設の建設を実施する企業について、三芳町及びふじみ野市内並びに埼玉県内企業は、構成員からの発注先としての本事業への参加が可能です。
44	13	第2	3	(2)+		現在、太陽の家の指定管理者を構成員として加えることは可能でしょうか。	当該構成員が入札参加資格要件を満たす場合 に限り、ご理解のとおりです。
45	13	第2	3	(2)+		「運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者は、次の要件を満たすこと。」とありますが、運営業務の一部をSPC の出資者でない所謂協力企業に委託することは、可能という理解でよろしいでしょうか。もしくは、運営を行う者は、構成員としてSPC に出資することが入札参加資格要件となるのでしょうか。	前段の質問について、主たる運営業務については不可とします。 後段の質問いついては、ご理解のとおりです。
46	13	第2	3	(2)+		1年以上の運営実績を有していること。とありますが、過去何年以内の実績であれば、認められるのでしょうか。	入札公告時に示します。
47	16	第2	4	(2)オ	落札者を決定 しない場合	「入札参加者がいない等の理由により」とありますが、入札参加者が1者の場合、入札が成立し落札者が決定するものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
48	16	第2	4	(2)オ	落札者を決定 しない場合	入札参加者がいない等の理由により、・・・とありますが、参加者が1者の場合入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.47を参照ください。
49	17	第2	4	(3)	著作権	事業者の提出する資料に関しては、一部特許等 ノウハウの含まれる内容となります。従いまして、 第三者への開示が必要な場合などに関しては、 事業者に事前に確認を頂けるものと解釈してよ ろしいでしょうか。	公表によって入札参加者の社会的地位等に影響 が及ぶ場合は、事前に連絡する場合がありま す。
50	19	第3	4		事業期間終了 時の措置	『引継ぎ時における施設の要求水準を満足する 状態』とありますが、要求水準書において経年劣 化等を考慮した適切な基準を明示いただけるも のと解釈してよろしいでしょうか。また、実際の引 継ぎ時においても、御市と事業者で十分な協議 が行える場を設けていただけるものと解釈してよ ろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No	百	大項日	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
51	19	第3	4	77781	事業終了時の 措置	「本市は、事業期間終了後も〜本市に引継ぐものとする。」とありますが、何年間利用することを想定されているでしょうか。	30年以上のほか、具体的な年数はありません。
52	25	添付 資料 -1			事業スキーム図	電気事業者との契約は、御市にて行われると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
53	27	添付 資料 -3	3		面図	整備対象区域面積に、新設の付替え道路が含まれていません。付替道路の建設は、どのような契約等で行なうのでしょうか。	路も含め約3.54haです。 後段の質問については、建設請負契約で規定します。詳細は入札公告時に示します。
54	27	添付 資料 -3	3		建設予定地平 面図	建設用地は、全て買収が完了しているとの理解 でよろしいでしょうか。	一部用地を除き、ご理解のとおりです。
55	28	添付 資料 -4	共通	5(2)	近隣対応リスク	(2) 上記以外のものは、事業者負担となっていますが、リスクの内容が明確でないとコストの見積りができません。事業者負担となるリスクの内容の明記をお願いいたします。明記できないリスクの場合には、応募するにあたってコストを想定できませんので、市負担との理解でよろしいでしょうか。	クが発生した場合は、事業者負担となります。
56	28	添付 資料 -4	共通	6	第三者賠償リ スク	共通6第三者賠償リスクですが、通常予測できない理由により生じた事象は事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか。	
57	28	添付 資料 -4	共通	7(2)	法令等の変更 リスク	(2) 上記以外の法令の新設・変更に関するものは、事業者負担となっていますが、リスクの内容が明確でないとコストの見積りができません。事業者負担となるリスクの内容の明記をお願いいたします。明記できないリスクの場合には、応募するにあたってコストを想定できませんので、市負担との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理事業に直接関係する法令等の新設・ 変更に関するもの以外のリスクは、事業者負担と なります。
58	28	添付 資料 -4	共通	8(1)	税制度変更リスク	「(1)本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの」について、税率変更が予想される消費税について、変更となった場合に対価の補填がなされるとの解釈で宜しいでしょうか。	市は、支出時点での消費税率により対価を支払います。
59	28	添付 資料 -4	共通	8(2)	税制度変更リスク	「(2)上記以外の税制度の新設・変更(事業者の利益に課される税制度の変更等)に関するもの」について、具体的にどの様なものを想定されていますか。	更によるものが該当します。
		添付 資料 -4	共通	11	ク 不可抗カリス ク	物価変動リスク、不可抗カリスクにおいて、「一定 範囲内の変動については、事業者負担」と記載されていますが、「一定範囲」の具体的な内容をご 教示ください。	
61	29		建設段階	1	工事遅延リス ク	埋設物等が発見され、工事が中断となった場合 の遅延リスクは貴市の負担との考えで宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
62	29		運営段階	1			

63 28 添付 29 資料 29 資料 29 一4 29 日本	N). 頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
	63		資料				業者の責めに帰すべき事由によるもののみと解	
	64	-				その他		入札公告時に示します。

■実施方針への意見に対する回答

				見に対す。 小項目		音目の内容	音目への同数
No. 1			<u> </u>		項目名 事業期間	意見の内容 基本的に早期運営にあたり委託費は必要となり	意見への回答 余熱利用施設の詳細については、入札公告時に
		141			2- 4-VAIIE)		示します。
2	5	第1	1	(4) 力(ウ)チ	運営業務	環境センターに係る設計・施工及び運営維持管理業務(余熱利用施設の設計・施工含む)と余熱利用施設の管理・運営業務では業務内容が大きく異なります。 よって、民間企業のノウハウを生かしPFI導入の効果を最大限発揮するためには、余熱利用施設の管理運営・業務を別発注とし、最も優れた提案を行った企業同士で施設の運営を行うことが有効と考えられます。ご検討をお願い致します。	
3	5	第1	1	(4) カ(ウ)f	運営業務	「余熱利用施設への送迎バスの運行」ですが、施設を利用しない方の利用も考えられます。また、無料での送迎バスの運営となるとかなりの集客も想定できます。ケーススタディとして、さいたま市西区「西楽園」では年間24万人の集客があり、入館料100円の60才以上が占める割合が98%と高く若い層が来ないというデータもあります。若い層を取込みをお考えならば、「60才以上は利用料金が無料となる減免措置」について、再検討をお願いします。	の詳細は入札公告時に示します。
4	6	第1	1	(4) ク(ウ) 脚注 2)		既存の老人福祉センターは、ふじみ野市に住んでいる60歳以上は利用料金が無料となっていますが、新たに整備する余熱利用施設においては、老人福祉施設として位置づけるものではない"とすると、60歳以上の利用を無料にするのは、再検討していただきたいと考えられます。なぜなら、DBO方式でより良い提案を業者がする以上、無料の施設となれば、終日居座わる方も増え、老人福祉センターになりかねないと考えられます。このような施設に、若者層がお金を払って施設を利用する率は低くなります。	意見に対する回答No.3を参照ください。
5	12	第2	3	(2) I (I)		"床面積1600㎡以上"とありますが、送迎バスの運行等も考え、「ふれあい・交流・健康増進」の場を考えるのであれば狭い気がします。基本的には公衆浴場がメインとなるのでしょうが、「ふれあい・交流・健康増進」を考える諸室スペースがとれない可能性があります。施設の規模について、再検討をお願いします。	
6	15	第2	3	(4)	参加資格の確 認	参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札 参加者の構成員が上記要件を欠くような事態が 生じた場合には、当該入札参加者は失格とす る。とありますが、期間が長く、多くの構成員が参 加するには、リスクが高すぎます。参加資格確認 時のみ参加要件を満たしていれば良いように変 更をお願いいたします。	実施方針に示すとおりとします。
7	16	第2	4	(2)イ(ア)	入札価格の確認	入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとありますが、ダンピング受注防止の観点から、ふじみ野市の最低制限価格や低入札価格調査基準価格を適用して、入札基準価格を設定することが必要であると考えます。 入札価格が入札基準価格を下回った場合は、価格要素点を満点とするような措置をお願いいたします。	入札公告時に示します。
8	16	第2	4	(2)イ(ア)	入札価格の確 認	入札の透明性及び公平性をより高めるために提 案内容の加点審査を行った後、入札書を開封し 入札価格の確認を行うことをご検討願います。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
			4				入札公告時に示します。
10		資料 -4		11(1)	物価変動リスク	(1) 施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費に相当する部分)関するものは、事業者負担とありますが、震災の影響により、今後の資材や人件費等の予測が難しい状況にあります。市を主負担、事業者を従負担としていただきたくお願いいたします。	
11		添付 資料 -4	共通	12	事故の発生リスク	「本市および事業者」と考えますので、再考をお	原因が不可抗力の場合には、契約書の不可抗力条項の適用があります。詳細は入札公告時に示します。
12	29	資料 -4	段階	4	の重要変動リスク	担」となっていますが、リスクが或る範囲を超えた場合は、貴市もリスク分担して頂く事が出来ないでしょうか。ご検討をお願い致します。	実施方針に示すとおりとします。
		資料 -4	運営段階	4	余熱利用施設 の重要変動リ スク	の増減等は、事業者負担とありますが、減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払うとしていることが運営上の最大のリスクと考えます。上限の撤廃をお願いいたします。	減免措置の変更はありません。なお、減免措置 の詳細は入札公告時に示します。
14		添付 資料 -4				利用者数の一定的な基準を検討願います。特に 60才以上の利用者数が増えればリスクが多くな ります。(60才以上の減免補充分の明確化を検 討願います)	質問に対する回答No.22を参照ください。